

# ファミリーサポート事業のご案内

～子どもを預けたい方と預かり支援のできる方を結び、  
地域で子育てを助け合う事業です～



事前打合せ(提供会員の自宅)



援助活動(ほっとふる)

## 依頼会員

### 子どもを預けたい



- ・生後2ヶ月から小学校6年生までのお子さん。
- ・市内にお住まいか市内に勤務している保護者の方。

☆どんな理由でも構いません☆

- ★保護者の通院や用事の時。
- ★上の子の幼稚園や学校行事。
- ★保育所や学童への送迎。
- ★美容室に行きたい。
- ★たまには友人とゆつくりランチしたい。等

(但し病児・病後児の預かりと宿泊は行っていません)

## 提供・両方会員

### 子どもを預かれる方



#### 援助活動場所

- 提供会員の自宅
- 矢本子育て支援センター「ほっとふる」
- 鳴瀬子育て支援センター「あいあい」

・市内にお住まいの20歳以上の方。

★初回講習を受講した後からお子さんを預かることができます。

☆あなたの手伝いを待っている方がいます☆

- ★子どもが好き。
- ★子育ての経験を活かしたい。
- ★子どもの入園・入学等をきっかけに、空いた時間を有効に使いたい。

(報酬も得られます)

## 援助時間と報酬

(\*同時預かりの場合に二人目以降は半額になります。)

	最初の1時間	以降30分毎
平日(7時～19時)	600円	300円
平日(19時～21時) 土・日・祝・年末年始	700円	350円

★1時間未満の利用の場合は1時間分の料金となります。

★キャンセル料がかかる場合があります。

### お問い合わせ先

東松島市ファミリーサポートセンター事務局  
 (矢本子育て支援センター「ほっとふる」内)  
 TEL 0225-84-2676 FAX 0225-84-2853  
 E-mail: hotful842676@gmail.com  
 または、鳴瀬子育て支援センター「あいあい」  
 TEL 0225-87-2338 (FAX 兼用)

**保育の必要性の認定を受けた場合料金が戻ります。詳しくは子育て支援課に問合せ下さい。**

## ① 会員登録



**依頼会員 Aさん**  
子どもを預かってほしい方

## 提供会員 Bさん



子どもを預かることができる方

登録に必要なもの  
保護者の写真2枚  
3×2.4cm



ほっとふるのメールアドレスと電話番号をお手持ちの電話に登録しておいてください。

「入会申込書」と「事前打合せ依頼書」提出  
「ファミリーサポート事業案内」配布  
※保険やキャンセル料等について

「入会申込書」提出  
「ファミリーサポート事業案内」配布  
※保険やキャンセル料等について必ずお読みください

会員証等送付  
提供会員リストから選ぶ

会員証等送付  
初回講習会の受講  
場所：ほっとふる

## ② 援助活動の依頼



事務局に利用決定の連絡をする（依頼会員）

- 1 依頼会員名
- 2 子どもの名前
- 3 利用日時
- 4 依頼理由
- 5 緊急連絡先
- 6 提供会員名
- 7 場所

ファミリーサポートセンター事務局（アドバイザー）が事前打合せの日程調整を行います。

Bさんの紹介

Aさん援助の打診

依頼会員と提供会員の事前打合せ（15～20分程度）  
アドバイザーと一緒に預かる場所で打合せ。お子さん同席で援助してほしい内容を確認。

### 準備するもの

依頼会員 ①「事前打ち合わせ票」  
②連絡先を書いたメモ用紙

提供会員 連絡先を書いたメモ用紙

依頼会員 Aさん  
※援助依頼が決定したら毎回必ず事務局へ報告

援助の依頼

提供会員 Bさん



## ③ 援助活動

依頼会員 Aさん

荷物  
事前打ち合わせ票

提供会員 Bさん

援助活動

## ④ 援助活動後

提供会員へ  
料金の支払い

- ・報告書へサイン
- ・おつりのないように
- ・活動報告書を受け取る

料金（活動報酬）

活動報告書の作成

- ・依頼会員に報告書を渡す
- ・ファミリーサポート事務局に提出（提出期限：1週間以内）

荷物  
事前打ち合わせ票  
活動報告書

★依頼会員と提供会員を兼ねる「両方会員」になることもできます。  
★万一の事故や怪けに備えてファミリーサポートセンター保険に市が加入しています。  
★警報が発表され避難が必要な場合は原則活動中止となります。

★会員同士のご都合により、ご紹介しかねる場合もありますのでご了承下さい。  
★援助活動中に発生した問題については、会員同士で解決してください。  
★詳細については事務局にお問い合わせください。